

(仮称) 笠岡市まちづくり協議会条例 素案解説**(目的)**

第1条 この条例は、笠岡市自治基本条例(平成20年条例第11号)に基づき地域の多様な主体が協働して**地域の特性を活かして課題解決や魅力向上にむけた活動**に取り組むためにまちづくり協議会に関する必要な事項を定めることにより、豊かで活力ある持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

【解説】

第1条はこの条例の目的を定めたものです。

この条例は、地域において多様な主体が協働して「まちづくり」をすすめていくための基本的な事項を定めています。

この条例が自治基本条例にもとづくものであることを確認しながら、多様な主体が共有して、一緒にまちづくりに取り組むことで豊かで活力ある地域社会を実現し、次の世代に引継いでいける笠岡市を作っていくことを目指します

【委員意見】

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (0)

・「地域の多様な主体が協働して地域の社会課題解決の活動に取り組む」は、協議会の目的を「課題解決」に特定している感がある。第11条の(1)課題解決の解決…に関する事業の方が広い。地域の社会課題解決も重要であるが「**持続可能な地域社会の創成**」など未来志向も必要では？

案A この表記を削除する

案B 地域課題の解決及び活性化を図るために

案C 地域課題の解決及び持続的な発展に寄与する活動

案D 地域の特性を活かし、地域課題の解決や魅力向上に向けた自主的・主体的な活動

案E いつまでも住み続けたい地域となるように、地域の魅力向上に向け地域における社会的な課題の解決を図るために

案F 住みよい豊かな地域社会の維持及び形成を目指した活動

・「社会課題解決」という語句は、「岡山市協働のまちづくり条例」で使用されているが、定義が曖昧で必ずしも一般化されていないようである。「社会課題解決」と「課題解決」との違いがよく分からない。

- ・第11条の(1) 地域課題の解決・・・に関する事業の方がカバーする領域が広いのでは？
- ・地域の社会課題解決も重要であるが「持続可能な地域社会の創造」など未来志向も必要では？
- ・笠岡市第7次総合計画（p.80）において、まちづくり協議会は「地域にある課題の解決や魅力ある地域づくり」に取り組むとしている。**この表記に準じて、「地域の多様な主体が協働して地域の課題解決や魅力向上に向けた活動に取り組む」としてはどうか？**

なお、総合計画の「地域づくり」をそのまま使用すると、「まちづくり」と混同することになる。

【参考】

「社会課題」とは、公益的・公共的な課題であり、個人の趣味や利益のための活動ではなく、不特定多数のものの利益の増進に寄与する課題であり、幅広く多くの人々が幸せに生きていくために解決することが必要な課題をいいます。（「協働のまちづくり条例解説書」岡山市より）

- ・簡略化され笠岡市自治条例に基づいていること。
- ・持続可能な社会に向かっていることの要点が目指す方向性を示されていて分かりやすい。
- ・地域の多様性、地域の多様な主体が協働すること。
- ・「人口減少、地域の特性」を挿入。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **市民** 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。
- (2) まちづくり **健康で安心かつ豊かな地域社会を創造する取組をいう。**
- (3) まちづくり協議会 地域の多様な主体が協働して**地域の課題解決や魅力向上に向けた活動に取り組む組織をいう。**
- ~~(4) まちづくり計画 地域に居住する住民等の合意に基づき、地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期事業をとりまとめた計画をいう。~~
- (4) **協働** 共通する目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を負い、**協力する力を合わせて活動すること**をいう。
- (5) **多様な主体** ~~第1項に規定するまちづくり協議会、~~地縁による団体、市民活動団体、事業者、学校、公民館、**行政協力委員、その他地域の地域社会**課題解決に関する取組を行う全ての個人及び団体並びに市をいう。
- (6) **地縁による団体** 自治会・町内会等が該当し、**地方自治法上「地縁による団体」とよばれる。**
- (7) **市民活動団体** ボランティア団体、民間非営利団体等、**継続性のある市民活動を主たる目的とする団体をいう。**

【解説】

この条例で使用する用語について定義しています。

(1)市民

市内に住んでいる人だけでなく市内で働く人や通学する人、市内で活動している団体など笠岡市に関わる多様な分野の人や団体がまちづくりに参画することにより様々な課題の解決や活動が可能になることを見込んでいます。

(2)まちづくり

地域社会をより暮らしやすくしていくために、地域社会と関りのある様々な市民が行う取組を指します。

(3)まちづくり協議会

市民がより暮らしやすい社会にしていけるため、地域の様々な主体が協働してまちづくりに取り組む組織のことです。

(4)協働

市民と市、あるいはまちづくり協議会と市など複数の主体が互いの立場や違いを尊重し、当事者という意識を持って、役割分担と責任を明らかにして、同じ目

的のために一緒に考え行動することを指します。

(5)多様な主体

まちづくりの当事者として、地域課題の解決や魅力向上の活動を行う全ての個人・団体・市を指します。

(6)地縁による団体

地方自治法上「地縁による団体」とよばれるもので、同じ地域に住む人々が互いに協力して住みよい暮らしを継続させるために自主的に組織された団体を指します。

(7)市民活動団体

子ども会、PTA、NPO、サークルなど市民が自主的に公益性のある活動を継続的に行うものを指します。

【委員意見】

■ 1 項

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (1)

- ・行政用語が正しく使われており、正式な文書だと思う。
- ・定義の中の説明もあると分かりやすい。
- ・語尾を「ですます調」だと内容が入りやすいと思う。

■ (1) 市民

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (1)

- ・市民等の等をとる。
- ・【自治基本条例】第3条(1)に合わせる。

【参考】(抜粋 笠岡市自治基本条例)

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、若しくは活動する個人、法人、その他の団体をいう。

■ (2) まちづくり

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (0) ○不要 (1)

- ・まちづくり 健康で安心かつ豊かな地域社会を創造する取組をいう。(【みんなが輝くまちづくり条例】にあわせる)

■ (3) まちづくり協議会

○必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）

- ・「その地域の特性を活かし、地域の課題解決や魅力の向上に向けて、自主的かつ主体的にまちづくりを行う組織をいう（高浜市）。」

第1条（目的）の表記に準ずれば「地域の多様な主体が協働して地域の課題解決や魅力向上に向けた活動に取り組む組織をいう」

■13条にて定義（4）まちづくり計画

○必ず入れるべき（ 12 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）

- ・「尊重して行動すること」→「尊重する」にしてはどうか？
- ・少し文章が長い感がある。冒頭の「地域に居住する住民等の合意に基づき、」を削除してはどうか
- ・別条項第13条（まちづくり計画）で規定し、ここでは削除してはどうか。
- ・計画に時間をかけている間にどんどん数少ない若者が出ていかない様に

■（4）協働

○必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）

- ・（協力することをいう→力を合わせて活動することをいう）に変換
- ・「この条例において」は不要では？

■（5）多様な主体

○必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）

- ・「この条例において」は不要では？
- ・第1項に規定するまちづくり協議会は含まない。
- ・福祉委員（愛育・栄養委員）を挿入

■新設（6）地縁による団体

■新設（7）市民活動団体

- ・上記の2項目を追加してはどうか？

【参考例】

- (7) 地縁による団体 自治会・町内会等が該当し、地方自治法上「地縁による団体」とよばれる。
- (8) 市民活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体等、継続性のある市民活動を主たる目的とする団体をいう。【みんなが輝くまちづくり条例】に準拠

【参考】

多様な主体とは、地域住民をはじめ、町内会や自治会等の地縁組織、NPO法人、ボランティア団体、福祉施設、学校などの地域活動団体のほか、企業や行政など、地域づくり活動を行うことのできる地域のさまざまな担い手のことです（愛媛県）

(協働の基本原則)

第3条 多様な主体が協働してまちづくりを進めるにあたっての基本原則は次に掲げるとおりとする。

(1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。

(2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。

(3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。

(4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を ~~尊重して~~行動すること。

(5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(6) 役割分担の原則 果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、取組の目的を達成できるように取り組むこと。

(7) 相互変革の原則 互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。

【解説】

協働のまちづくりを円滑に進めるにあたって、各主体が守るべきルールを定めています。

内容は、「みんなが輝くまちづくり条例」「2008 笠岡市協働のまちづくりガイドライン」を踏まえています。

これまで地域が主体となっていた取組や行政が主体となっていた施策の進め方を見直し、地域社会の構成員である多様な主体がそれぞれ互いを尊重し助け合いながら、得意不得意を補い合って、協力して一体的なまちづくりを進めていこうと考えます。これからのまちづくりには様々な主体が関わることから、各主体がこの原則を意識し、共有することが大切です。

様々な主体が一緒にまちづくりを進めていくことで、これまで個別の主体では対応できなかった課題への対策が可能となり、より住みよい地域社会の実現につながると考えられます。

また、そのときどきの社会情勢の変化や地域の現状に合わせて、地域で協議して新たな取組をはじめたり、進め方や役割分担を変更したりなど常に柔軟な対応をしていくことでまちづくりの仕組みを持続可能としていくことが望まれます。

【委員意見】

■第3条

- 必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）
・基本原則内容が簡潔で分かりやすい。

■（1）相互理解の原則

- 必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）
・「みんなが輝くまちづくり条例」第3条（基本理念）

■（2）目的共有の原則

- 必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）
・「みんなが輝くまちづくり条例」第3条（基本理念）

■（3）対等の原則

- 必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）

■（4）自主性及び自立性尊重の原則

- 必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）
・「尊重して行動すること」→「尊重すること」にしてはどうか。

■（5）公開の原則

- 必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 1 ）

■新設（6）役割分担の原則

- ・以下の項目を追加してはどうか。笠岡市の独自性として次の項目を追加してはどうか。

【参考】（抜粋 宝塚市協働のまちづくり推進条例）
（協働の原則）

第3条（6）果たすべき役割及び責任を調整し、役割を分担し、事業の目的を達成できるように取り組むこと。

■新設（7）相互変革の原則

- ・以下の項目を追加してはどうか。笠岡市の独自性として次の項目を追加してはどうか。

【参考】（抜粋 宝塚市協働のまちづくり推進条例）
（協働の原則）

第3条（7）互いに話し合い、理解し合い、柔軟に対応し、協調し、自己変革をいとわないで活動すること。

(市民の役割)

第4条 ~~市民等は、自主的にまちづくりに取り組むとともに多様な主体と適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。~~
市民は協働のまちづくりの重要性を認識し、まちづくり協議会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

【解説】

内容は「みんなが輝くまちづくり条例」第4条（市民等の役割）を踏まえています。協働のまちづくりを進めるにあたって各主体における役割分担という視点から、市民それぞれがまちづくりの主役であることを認識し、地域社会に関心を持ってまちづくりに積極的に参画することが協働のまちづくりの活性化につながります。

【委員意見】

○必ず入れるべき（ 9 ） ○簡略化（ 2 ） ○不要（ 1 ）

・ハードルが高すぎる内容では？別の表記にしてはどうか。

別の表記例：「市民は協働のまちづくりの重要性を認識し、協議会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。」

(まちづくり協議会の役割)

第5条 ~~まちづくり協議会は多様な主体の連携と協働により、まちづくり計画にもとづいた地域の社会課題解決に取り組むものとする。~~

まちづくり協議会は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域の情報を集め、その情報を広く発信し、広報に努めること。
- (2) 地域の意見を調整し、協議し、決定すること。
- (3) まちづくり計画を立案し、地域の課題解決や魅力向上に向けた活動を行うこと。
- (4) 地縁による団体、市民活動団体、事業者、学校、公民館、行政協力委員その他これらに類する個人及び団体並びに市との連絡・調整を図ること。
- (5) 地域のまちづくり活動の総合的な調整に努めること。

【解説】

ここでは、まちづくり協議会が課題解決や魅力向上に向けた取組を推進していくにあたって担うべき役割を具体的に示しています。

まちづくりには市民が積極的にまちづくりに参加できる環境づくりが欠かせません。地域が今どんな状況にあるか、どんな課題を抱え、その解決にむけてどのような取組を行っているかなどを市民や各団体が知ることで、地域社会へ関心を持ち取組への理解や参画を促すことになり、協働のまちづくりが活性化されると考えます。

まちづくり協議会はその環境づくりのために地域の各団体間の横の繋がりを連絡・調整する必要があります。組織ごとに縦割りで活動している地域の様々な団体間をつなぎ、情報や課題の共有を進め、地域へ広く発信していきます。そのうえで、市民や各団体と一緒に課題解決の方法を検討し、各主体が対等なパートナーとして、また互いの足りないところを補いながら、課題解決の取組を実践できるようコーディネーター（連絡・調整）していくことが大切です。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (0) ○不要 (1)

- ・ヨコの繋がりをコーディネーター（連絡・調整）する役割が重要ではないか？
- ・まちづくり協議会は、「地域課題を共有」し、「解決方法を検討」するための「協議機能」と、「地域課題解決に向けた取組を実践」するための「実行機能」を有する組織と位置付けられる。

- ・自治会・町内会等とまちづくり協議会は「車の両輪」として、それぞれの組織に足りない部分を互いに補い合う「相互補完」の関係を構築することが必要である。

【参考】（桑名市まちづくり協議会条例）

（まちづくり協議会の役割）

第5条 まちづくり協議会は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 地域の情報を集め、その情報を広く発信し、広報に努めること
- (2) 地域の意見を調整し、協議し、決定すること。
- (3) まちづくり計画を立案し、地域の課題解決や魅力向上に向けた活動を行うこと。
- (4) 地縁による団体、市民活動団体、事業者、学校、公民館、その他これらに類する個人及び団体並びに市との連絡・調整を図ること。
- (5) 地域のまちづくり活動の総合的な調整に努めること。

(多様な主体の役割)

第6条 ~~多様な主体の役割は、地域社会の発展に資するよう、その特性を生かし、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。~~

~~2~~ 多様な主体はその活動する分野における知識及び経験を活用して、まちづくり協議会の運営及び活動に積極的に参画し、又は連携するよう努めるものとする。

【解説】

地域では、住民生活を支える健康福祉、環境衛生、交通安全、文化振興、子育てなど各分野での地域課題について様々な団体が知識と経験を活かして課題解決に取り組まれています。その活動を持続させるためにも、その取組を広く市民に知って理解してもらうことが必要です。

まちづくり協議会を通じて団体相互に幅広いつながりを持ち、得意分野を活かしつつ不得意分野を補ってもらいながら活動することで、自らの団体活動について新たな発見や活動の発展につながると考えます。

【委員意見】

○必ず入れるべき (9) ○簡略化 (1) ○不要 (2)

- ・他の条例で規定済
- ・第6条を1つにまとめられないか。
- ・第2条第3項では「多様な主体」に市が入っている。

(市の役割)

第7条 市は、第3条に規定する基本原則に基づいたまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めるものとする。

【解説】

具体的な内容は15条により記載するものします。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (0) ○不要 (1)

- ・市の施策の中でまちづくり協議会はどのような役割を果たすのか記載した方がよい。
- ・15条とほぼ重複している。
- ・【みんなが輝くまちづくり条例】5条と同文

(まちづくり協議会の区域)

~~第8条 おおむね次に掲げるいずれかの区域を単位とする。~~

~~(1) 笠岡市立中学校及び小学校に関する条例(昭和39年笠岡市条例第37号)別表に規定する小学校の通学区域~~

~~(2) 笠岡市立公民館条例(昭和54年笠岡市条例第38号)別表第1第2項に規定する地区公民館が管轄する区域~~

~~(3) 笠岡市行政協力委員規則(昭和42年笠岡市規則第14号)第5条第1項に規定する行政協力委員長が管轄する区域~~

~~2 前項の規定にかかわらず、その区域が地域の実情に合わない場合で、区域の変更がまちづくり協議会の活動の促進に寄与すると認められるときは、まちづくり協議会の申出のもと、市とまちづくり協議会とが協議の上これを変更することができる。~~

~~まちづくり協議会は1区域につき1団体とし、その区域は別に要綱で定める。~~

【解説】

現在市内には24のまちづくり協議会が設立されており、その区域については「笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱」第2条において定められています。

第5条に定義する役割から、1区域に1団体が望ましいと考えます。

【委員意見】

■ 1項

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (1) ○不要 (0)

- ・第8条全体が長い感があり、基本スタンスが定まっていない印象。
- ・(3)「笠岡市行政協力委員規則」の第5条1項に規定する区域とあるが、具体的にイメージできない。
- ・例えば「まちづくり協議会の区域は、規則で定める」(鈴鹿市)、「小学校区と同等と認められる範囲内において規則で定める区域とする(桑名市)」など、第17条の交付金のように「別に要綱で定める。」とすることも考えられる。

■ 2項

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (0)

(まちづくり協議会の要件)

第9条 まちづくり協議会は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

(1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他民主的に運営するために必要な事項等が、規約に定められていること。

(2) まちづくり協議会の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。

2 まちづくり協議会を設立し、及びその代表者を選出したときは、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

【解説】

まちづくり協議会に求められる要件について示しています。

まちづくり協議会には地域の誰もが運営に関して、実質的に意見が言える、意思決定に参加できる仕組みが必要です。この仕組みは、みんなが認める規約、定款等によってあらかじめ定められていなければなりません。

具体的には、たとえば、役員の固定化を防ぐため任期を規程する、協議会の事業計画や予算など運営方針は所定の会議を経て決めるなど組織運営での民主性の担保を意味します。

【委員意見】

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (1) ○不要 (0)

- ・(2) (事項が→事項等が) に言い換え
- ・1地区につき1団体を追記

(まちづくり協議会の構成員)

第10条 まちづくり協議会は、~~次の者~~次に掲げる者を構成員とする。

- (1) その地域区域に居住する者
- (2) その地域区域で活動する地縁による団体、市民活動団体等各種団体
- (3) その地域区域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者でまちづくり協議会が認めたもの

【解説】

まちづくり協議会はその区域の住民とその他区域に関わる団体や事業者で構成されることを定めています。

まちづくりはその区域に関わる多様な主体が地域課題の解決に向けて一緒に考え、互いに協力して取り組んでいくことが大切と考え、様々な個人や個人を構成員としています。

より多くの方が地域に関心を持ち、できる範囲で積極的にまちづくりに関わることでまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会を次世代につなげていくこととなります。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (1) ○不要 (0)

- ・「次の者を」→「次に掲げる者を」に言い換え
- ・第8条との整合性のために(1)～(3)の(その地域→その区域)に言い換える。

【参考】(抜粋 宝塚市協働のまちづくり推進条例)

(まちづくり協議会の構成)

第6条 まちづくり協議会は、その地域の市民、自治会その他の団体、事業者等で構成する。

【参考】(抜粋 亀山市地域まちづくり協議会条例)

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 協議会の 区域 に居住する者
- (2) 協議会の区域に存する公共的団体
- (3) 協議会の区域で事業を行う個人又は法人で、協議会が認めたもの

(まちづくり協議会の活動)

第11条 まちづくり協議会は、主に次に掲げる活動に取り組むものとする。

- (1) 地域の特性を活かした地域課題解決に関する活動
- (2) ~~地域課題の解決~~、地域振興及び住民交流に関する活動。
- (3) 地域住民の健康づくり及び地域福祉の増進に関する活動
- (4) 交通安全及び、防災、防犯等に関する活動
- (5) 環境及び景観の保全に関する活動
- (6) 児童及び青少年の健全育成に関する活動
- (7) 地域文化の継承及び創出に関する活動
- (8) ~~コミュニティビジネス等地域経営に関する活動~~
- (9) ~~前各号に掲げるもののほか、地域の発展に寄与その他まちづくりに関する活動~~

【解説】

まちづくり協議会の活動内容について定めています。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (1) ○不要 (0)

- ・ (1) ~ (8) の順序がバラバラな印象。例えば、(3) 交通安全及び防犯と (8) 防災訓練及び防災は同じような括りになるのでは？
- ・ 「寄与する事業」を他項目に合わせて「関する事業」に統一しては？
- ・ 「健康づくり」もキーワードとして重要。「健康づくり及び地域福祉の増進に関する事業」としてはどうか？
- ・ 「コミュニティビジネス等地域経営」は、やや分かりにくい印象。

(活動の制限)

第12条 まちづくり協議会は次の各号に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の**教義**を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する**ことを主たる目的とする活動**
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する**ことを目的とする活動**
- (3) 特定の公職 (**公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ**) の候補者若しくは公職にある者又は**特定の政党**を推薦し、支持し、又はこれに反対する**ことを目的とする活動**
- (4) **公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動**

【解説】

まちづくり協議会が行ってはいけない活動を定めています。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (1) ○不要 (0)

- ・(協議→教義) に言い換え
- ・(政党→特定の政党) に言い換え
- ・(4) を追加してはどうか。

【参考】 (抜粋 高浜市まちづくり協議会条例)

(活動の制限)

第6条

- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(まちづくり計画の策定)

第13条 まちづくり協議会は、地域に居住する住民等の合意に基づき地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期の取り組むべき活動を取りまとめたまちづくり計画を策定するものとする。

2 策定にあたっては、市の総合計画等との整合性を図ることとする。

【解説】

まちづくり協議会が地域ごとのまちづくり計画を策定し、それに基づいて活動することを定めると同時にまちづくり計画と市の総合計画との整合性について定めています。

まちづくり計画とは地域に居住する住民等の合意に基づき地域ごとの特性を活かした地域の将来像、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期の取り組むべき活動を取りまとめたもので、具体的に誰が何をいつ実践するかを取組期間を短期・中期・長期にわけて記載します。

総合計画は本市のまちづくりの羅針盤となるものであり、地域のまちづくりの羅針盤となるまちづくり計画は総合計画との整合性を図ることが必要になります。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (1) ○不要 (0)

- ・計画のコンセンサスがとれるように（計画策定にあたってはニーズ調整するように）
- ・まちづくり計画とし、策定、定義を規定
- ・「まちづくり計画」については、第2条第4号で定義済。第2条での定義を13条でそのまま使用してはどうか（第2条の定義は削除）
- ・「まちづくり協議会は、地域ごとの特性を活かした地域の将来像及びまちづくりの基本方針を定めた、まちづくりの基本方針及び短期・中期・長期事業を取りまとめたまちづくり計画を策定するものとする。」
- ・第13条第2項として、「策定にあたっては、市の総合計画等との整合性を図ることとする。」を追加してはどうか。

【参考】（抜粋 亀山市地域まちづくり協議会条例）

（地域まちづくり計画）

第8条 協議会は、第5条に掲げる事業を推進するため、地域ごとの特性に基づき、地域の将来像及びまちづくりの基本方針を定めた地域まちづくり計画を策定するものとする

(まちづくり計画の尊重)

第14条 市は、まちづくり協議会が策定するまちづくり計画を尊重するものとする。

【解説】

まちづくり計画は地域の合意を得た地域の将来像を示すものであり、地域のまちづくりの羅針盤となるものです。市は地域の自主性及び自立性を重んじ、まちづくり計画策定段階から支援を行い、計画にもとづいた取組の実施にあたって積極的に支援していかねばなりません。

【委員意見】

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (0)

(市の支援体制)

第15条 市は、まちづくり協議会による**まちづくり計画策定支援**やまちづくり計画に基づいた取組が円滑に進むよう、まちづくり協議会に対し**必要な財政支援、人材資源及び情報発信等**の支援を行うものとする。この場合において、市は、まちづくり協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

2 市は前項の支援を行うにあたり、まちづくり協議会と**市行政に協力する各種団体多様な主体**とが連携を深め、相互補完関係を築くよう働きかけを行うものとする。

3 市は、協働のまちづくりを推進する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

【解説】

市は、まちづくり協議会が進めていく多様な主体と協働した協働のまちづくりを支援していくことを「第7次笠岡市総合計画」(P80)で掲げています。具体的な支援として以下の支援を行います。

- まちづくり計画策定の支援
- まちづくり交付金による資金的支援
- 人材支援
 - ・地域担当職員のスキルアップ
 - ・専門知識を持つ個人・団体の紹介
- 認知度向上のための情報発信
 - ・インターネット、広報紙、ケーブルテレビ
 - ・市民活動支援センター

また、地域の中の各主体間の連携を進めるため、市各部局間でまちづくり協議会の取組について情報を共有し連携して効果的な支援を図るとともに、地域が一体となって取組を進めることができるよう各関係団体に働きかけをしていきます。

【委員意見】

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (0)

- ・「市の支援体制」の「体制」は不要では？
- ・「市行政に協力する各種団体」の各種団体はどのように定義されるのか？「各種団体」より「多様な主体」の方が適切では？
- ・第1項に「まちづくり協議会に対し**財政支援、人的資源及び情報発信等**の支援を行うものとする。」と追記してはどうか。

- ・ 人的資源は地域担当職員制度の充実，情報発信は「まちづくり協議会」の認知度向上や担い手不足の解消を念頭に置いて，強調しておく必要があると思われる。

(~~魅力ある~~まちづくり交付金の交付)

第16条 市長は、まちづくり協議会の財政支援として、まちづくり協議会に~~魅力ある~~まちづくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

2 交付金の額は予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは別に要綱で定める。

【解説】

まちづくり協議会の資金源は、主として「まちづくり交付金」です。一部のまちづくり協議会ではこれに加えて、自治会からの分担金や自主事業（コミュニティビジネス等）収益等があります。

交付金の原資は公金（税金）ですので、まちづくり計画に基づいた活動について適正な計画的支出を行うことが必須と考えられます。また、定期的な活動報告や決算状況を公開するなど透明性を確保することが必要です。

【委員意見】

○必ず入れるべき（ 12 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 0 ）

・魅力あるまちづくり交付金→まちづくり交付金に記載方法を統一

※前段まで一度も「魅力」という文言はないのにここだけ使うのはおかしい。

第16条2項へ

~~（交付金の額）~~

~~第17条 交付金の額は予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは別に要綱で定める。~~

【委員意見】

○必ず入れるべき（ 11 ） ○簡略化（ 1 ） ○不要（ 0 ）

(情報公開等)

第17条 まちづくり協議会はその活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、情報公開に努めるものとする**とともに、その活動内容を広報誌等を通じて積極的に地域に発信するものとする。**

【解説】

まちづくり協議会は、地域住民の合意を得て活動する地域運営組織です。運営にあたっては、議事録など（誰が、何時決めたか）が誰に対しても公開されていること、特に会計については、地域住民誰もが見ることができ、かつ説明責任を果たすことができるという透明性が必要になります。

まず地域住民に、次いで市民全体に、行政に、公開し、その活動への理解を得ることが大切です。

できれば、全戸配布・回覧するか、ホームページ等に掲載し、公開の原則に則って住民誰もが見るようにしなければなりません。

【委員意見】

○必ず入れるべき（ 12 ） ○簡略化（ 0 ） ○不要（ 0 ）

- ・（情報公開）とあるが、「書類を事務所に備え付けること」で情報公開になるのか。条例として、もう少し概括的・包括的な表記が望まれるのでは？

(運用方法)

第18条 市は、協働のまちづくりを推進するにあたり、~~「笠岡市協働のまちづくりの手引き」(以下「手引き」という。)~~その運用指針を別に定めるものとする。

2 前条項に定める手引き運用指針は、協働のまちづくりの推進状況及び社会状況情勢の変化等に照らし応じ、見直すこととする。

【解説】

まちづくり協議会は地域の合意を得て様々な人、団体、機関と協力し合ってまちづくりを進めて行く組織です。その運営にあたって、具体的なルールが必要です。

このたび策定する「笠岡市協働のまちづくりの手引き」には、地域の誰でもが意見を言うことができ話し合いに参加できる(民主性)、会議録や会計書類などが整理され、事業や決算内容が適正な書類によって広く公開されている(透明性)などより具体的なルールやまちづくり協議会に対する市の支援内容をより具体的に記載しています。

【委員意見】

○必ず入れるべき (11) ○簡略化 (0) ○不要 (1)

- ・「手引き」を条例で定める必要があるのか。
- ・(運用方法)とあるが、内容は「手引き」が中心で、「運用」とか「方法」という文言が見当たらない。

(条例の見直し)

第19条 市長は、この条例の施行状況について検討し、必要に応じてその見直しを行うものとする。

【解説】

多様な主体によるまちづくりを進めていく中で、社会情勢や地域の実情は今後ますます変化していくと予想されます。この条例で定めている内容と実態が合わなくなることが考えられるので、市民等の意見を聞いたうえで条例の見直しが必要と判断した際は、その意見を踏まえながら条例の見直しができることを想定しています。

基本的な見直しの流れは「笠岡市協働のまちづくりの手引き」の中で示した年次計画で進めていきます。

(その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

2 この条例の施行の日前に、第9条第2項において規則で定めることとされている事項について市に届け出ている協議会は、同項の規定による届出があったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に、策定されたまちづくり計画は第13条に定めるまちづくり計画を策定したものとみなす。

【解説】

- 1 この条例に既定されていない事項を別に定めることができるようにするための補足条項です。
- 2 この条例施行前に設立されているまちづくり協議会を認定するための補足条項です。
- 3 この条例施行前に設立されているまちづくり計画を認定するための補足条項です。

【委員意見】

○必ず入れるべき (12) ○簡略化 (0) ○不要 (0)

- ・ 1の後に、「(経過措置) 2 この条例の施行の日前に、第9条第2項において規則で定めることとされている事項について市に届けている協議会は、同項の規定による届出があったものとみなす。」を追記